

帯広市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第9号

帯広市国民健康保険条例の一部を改正する条例

帯広市国民健康保険条例（平成3年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

第14条の10中「20万円」を「22万円」に改める。

第19条第1項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改め、同条第2項中「20万円」を「22万円」に改める。

第22条の2第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の帯広市国民健康保険条例第3条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の帯広市国民健康保険条例第14条の10及び第19条の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。